

法務省矯少訓第4号

矯正管区長
少年院長

在院者の社会復帰支援に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

在院者の社会復帰支援に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）第44条第1項の支援（以下「社会復帰支援」という。）を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 社会復帰支援の対象となる在院者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 引受人や出院後の住居等の帰住先を確保することが困難な者
- (2) 出院後に医療又は療養を受ける必要があるものの、その調整を行うべき者がいない者
- (3) 出院後に復学、編入若しくは進学すべき学校又は就業先が定まらない者
- (4) その他、前3号に該当しないが、出院後に自立した生活を営む上での困難があり、支援を行うことが必要と認められる者

(支援の実施)

第4条 少年院の長は、前条各号のいずれかに該当する在院者に対し、実施する社会復帰支援の内容について説明し、その意向を尊重しつつ、やむを得ない場合を除き、保護者その他相当と認める者の協力を得て、同支援を実施するものとする。

(保護観察所の長等との連携)

第5条 少年院の長は、保護観察所の長が行う生活環境の調整及び保護観察の実施に資する支援の内容、方法及び実施状況その他出院後も継続して実施することが望ましい事項について、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）第7条第4項又は第33条の2第2項に定める身上変動通知書に

より、それぞれ少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び帰住予定地を管轄する保護観察所の長に連絡するものとする。ただし、急を要する場合は電話その他適宜の方法によることができる。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則〔令和4年法務省矯総訓第2号大臣訓令〕

この訓令は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。